



土壌汚染状況調査



工場の閉鎖や有害物質使用特定施設を廃止するとき、一定規模(3000m³)以上の土地の形質変更を行うときに土壌汚染状況調査を実施します。また、土地売買等(不動産評価)を目的として自主的に調査を実施することもあります。

弊社は土壌汚染対策法に基づく指定調査機関として、20年以上にわたり数多くの土地の土壌汚染について評価してきました。



土壌汚染対策法で規制されている特定有害物質

第一種特定有害物質	第二種特定有害物質	第三種特定有害物質
トリクロロエチレン	カドミウム及びその化合物	有機燐化合物
テトラクロロエチレン	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル (別名PCB)
ジクロロメタン	鉛及びその化合物	チウラム
四塩化炭素	六価クロム化合物	シマジン
1,2-ジクロロエタン	砒素及びその化合物	チオベンカルブ
1,1-ジクロロエチレン	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	
1,2-ジクロロエチレン	セレン及びその化合物	
1,1,1-トリクロロエタン	ほう素及びその化合物	
1,1,2-トリクロロエタン	ふっ素及びその化合物	
1,3-ジクロロクロペン		
ベンゼン		
塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)		

調査の流れは、裏面に掲載



土壌汚染状況調査



土壌汚染状況調査は、以下のような流れで進めます。

ステップ1 地歴調査(書面調査)

何をしていた土地か、土地利用の履歴を土地登記簿や過去の地形図・航空写真・住宅地図などの書類や関係者からのヒアリングにより、有害物質の使用履歴について調査し、汚染の可能性について評価します。



ステップ2 概況調査(表層調査)



地歴調査の結果、汚染の可能性のある場合は、対象地からサンプリングした表層土壌に含まれる有害物質について化学分析を実施し、基準値と比較して汚染の有無を調査します。

ステップ3 詳細調査(ボーリング調査)

概況調査の結果、有害物質による汚染が存在していた場合は、深度方向への拡散状況を調査します。地下水の分析が必要な場合もあります。



Soil Contamination Investigation

お問い合わせ先

株式会社 分析センター URL <https://www.analysis.co.jp/>

環境評価事業部 〒131-0032 東京都墨田区東向島1丁目12番2号

TEL 03-3616-1612 FAX 03-3616-1615

会社HP

分析無料ご相談

